



2022.10.1 No.215 10・11月号

# くらしの情報 とやま

MAKE  
TOYAMA  
STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 10月は富山県消費者月間です！

発行/富山県生活環境文化財団県民生活課・富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>



## 電話勧誘で海産物の購入を強引に勧められ了承してしまいました。クーリング・オフできますか…。

相

談

昨日、県外の海産物業者から電話があり、「以前購入した方に電話をしている」と言われ、海産物の購入(2万円)を勧められました。以前に購入した覚えはありませんでしたが、業者は非常に強引で「購入する」と言うまで電話を切らせてもらえず仕方なく了承してしまいました。クーリング・オフできるでしょうか…。(60代 女性)

回

答

○相談者には、業者からの電話勧誘を受けて契約した場合は、クーリング・オフ(※)ができるので、書面やメール等で通知するよう助言しました。

(※)電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、無条件で契約解除できます。

○海産物の購入を承諾していないにもかかわらず、一方的に送付された場合は、業者名や所在地をメモするなどして業者の情報を控えてから、受け取りを拒否

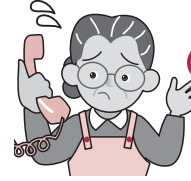
し、代金を支払わないようにしましょう。

○海産物を購入するよう迫られても、勧誘が強引、話の内容に覚えがない、必要以上に情に訴えてくる等、少しでも不審な点があれば、きっぱりと断りましょう。

以前購入した方にお電話しています！



変ねえ…以前買ったかしら…？



不審に思ったり、万が一トラブルになった場合は、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや!)」)

### 注意喚起！

## 充電器の使い回しで充電式ライトが発火 ～本末転倒な防災準備にならないために～

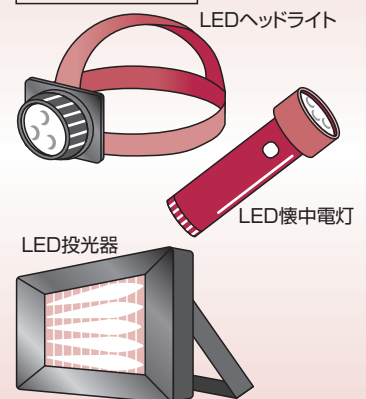
台風や大雨などの自然災害に備えて、ヘッドライトや懐中電灯などの携帯型のライトを停電時や避難時の照明用として準備される方も多いと思います。近年は、明るく長持ちするLEDとリチウムイオン電池を組み合わせた充電式ライト(※)が多く販売されています。一方で充電式ライトは製品付属の充電器(ACアダプター)ではなく、他製品の充電器で充電してしまうと、リチウムイオン電池が過充電により発火し、火災につながるおそれがあります。いざというときに充電式ライトを安全に使用できるよう、災害発生前から余裕をもって使用上注意すべき点を確認しておきましょう。

### ■事故防止のポイント

- 充電は製品に付属の充電器(ACアダプター)で行う。
- 充電中は放置せず、近くに可燃物などの物を置かない。
- 充電用コネクター内部への液体やほこりなどの付着がある場合は充電しない。
- 衝撃を与えない。
- 高温となる場所に放置しない、水に濡らさない。
- 充電ができないなどの異常が見られたときは、ただちに使用を中止し、購入店などに相談する。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。  
<https://www.nite.go.jp/data/000139837.pdf>

### 充電式ライトの例



(※)本資料において、リチウムイオン電池を内蔵した携帯型のLED投光器、LED懐中電灯、LEDヘッドライト、LEDランタンを指します。

# 10月は 富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

## 「令和4年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「令和4年度富山県消費者大会」を開催します。

会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いますので、ご協力をお願いします。また、会場の都合上、できるだけ事前にお申し込みのうえ、ご来場ください。

**日時**：令和4年10月7日(金)13:00～16:15（受付開始12:15～）

**会場**：富山県民共生センター(サンフォルテ)2階ホールほか（富山市湊入船町6-7）

**内容**：第1部 13:00～14:05

- 全国消費者協会連合会会長表彰伝達式
- フードドライブ実践アイデアコンテスト優秀賞表彰式
- 事例発表等
  - くらしの安心ネットとやま事例発表（富山県弁護士会）
  - 実践体験発表（砺波高校家庭クラブ）
  - アンケート調査速報（富山県消費生活研究グループ連絡協議会）

入場無料  
定員120名

第2部 14:05～16:00

### ●基調講演

**テーマ** 「エシカルファッションが未来の扉を開く！  
～人にも地球にもやさしいファッションとは？～」

**講師** 日本エシカル推進協議会会長 生駒 芳子 氏  
(ファッションジャーナリスト)

### ●エシカルセッション（シンポジウム）

**テーマ** 「エシカル消費と消費者志向経営で循環型社会をつくっていこう！」

**コーディネーター**

弁護士 日本エシカル推進協議会理事 島田 広 氏

**パネリスト**

(株)大和 富山店 業務推進部長 川原 誠司 氏

新川森林組合 業務部造林課・林産課 課長代理 中野 健 氏

富山県漁業協同組合 青年部 監事 野口 和宏 氏

富山県消費者協会 会長 尾畑 納子 氏

**同時開催**：○「くらしの安心ネットとやま」参加団体の活動紹介〔12:30～16:15〕

○消費生活研究グループ活動発表〔10:00～12:00〕

「サステナブルファッション」

○消費生活研究グループ作品展示〔10:00～16:15〕

「サステナブルファッション」

※新型コロナウイルス感染防止対策のお願い

- ・来場の際は、マスクの着用や手指の消毒にご協力ください。
- ・発熱、咳などの症状がみられる方は、来場をご遠慮ください。

**【お問合せ】富山県消費者協会**

〒930-0805 富山市湊入船町6-7(富山県民共生センター内) TEL (076)432-5690

# クーリング・オフ手続きの方法について

## クーリング・オフってなに？

消費者がいったん契約の申し込みや契約の締結をした後で、冷静に考え直す機会を与え、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

※2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録(電子メール、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム、FAXなど)でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。

## 特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

**8日間** 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)  
電話勧誘販売  
特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)  
訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)

**20日間** 連鎖販売取引(マルチ商法)  
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)

- ・上記取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。
- ・クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。
- ・書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

### 通信販売の場合

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。  
返品についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

## クーリング・オフの通知方法

- ・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等)やクーリング・オフの通知を発送した日を記載し、クーリング・オフができる期間内に通知します。
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

### 「はがき」で行う場合

送付する前に、はがきの両面をコピーしておきましょう。「特定記録郵便」または「簡易書留」で代表者あてに送付し、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう。

### 「電磁的記録」で行う場合

契約書面を確認し、クーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。通知後は送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## 通知はがきの記載例

販売会社あて

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社×××× □□営業所
	担当者 △△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇を返金し、商品を引き取ってください。	
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇	

クレジット会社あて

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社×××× □□営業所
	担当者 △△△△△
クレジット会社	△△△△株式会社
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇	

## クーリング・オフ手続きのチェックポイント

### クーリング・オフ妨害があったときは？

クーリング・オフができないと事業者が言ったり、脅したりしてクーリング・オフができなかった場合には、所定の期間を過ぎててもクーリング・オフができます。

### お金は戻りましたか？

支払ったお金は返してもらいましょう。受け取った商品は、販売会社へ引き取ってもらいましょう。  
訪問購入の場合は、引き渡した商品があれば返してもらい、受け取った売却金額は返しましょう。

### 関係書類は保管しましたか？

送付の記録や関係書類は、少なくとも5年間保管してください。

(出典) 独立行政法人国民生活センターホームページ [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

## とやま環境フェア2022の開催について

富山県の豊かな環境を守るとともに、より良い環境を創造することを目的に、今年も「とやま環境フェア2022」をウェブ会場とリアル会場で開催します！

ウェブ会場では、企業などの環境保全の取り組み等を紹介するページのほか、地元スポーツチームによるエコクイズ動画など、楽しく閲覧できるコンテンツを掲載します。

リアル会場では、環境に関する実験・工作などの体験型の展示を中心としたブースの出展や、SDGsカードゲーム大会の開催、映画「マイクロプラスチック ぼくらが作る2050年」の上映などを予定しています。また、フードライブも実施しますので、ご家庭で余っている「未開封の常温食品で賞味期限まで1か月以上」の食品をお持ちください。

【ウェブ会場】令和4年10月7日(金)～令和5年1月9日(月・祝)

【リアル会場】令和4年10月9日(日)～10月10日(月・祝)

富山市民プラザ 2階 アートギャラリー 他



【主催】とやま環境フェア開催委員会(富山県、富山市、環境とやま県民会議、(公財)とやま環境財団)

【問合せ先】とやま環境フェア開催委員会事務局((公財)とやま環境財団)

TEL:076-431-4607 FAX:076-431-4453 URL:http://www.tkz.or.jp/

## 富山県消費生活センター公式Twitterのご案内

富山県消費生活センターではTwitterにより消費生活に関する情報を発信しています。消費者トラブルを未然に防止するための注意喚起や、生命身体に危害を及ぼす製品事故や講座・イベントに関する情報等を随時お届けしていきます。

ぜひ、フォローをよろしくお願いします。

アカウント @shohiseikatsu\_c URL [https://twitter.com/shohiseikatsu\\_c](https://twitter.com/shohiseikatsu_c)



## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター(CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (内334)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (内752)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (内49)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (内103)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (内137)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター  
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
消費生活相談 ☎076-432-9233  
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252  
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)  
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所  
高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)  
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談  
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】  
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)  
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

**消費者ホットライン188 (いやや!)**

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。  
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)  
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン